二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）、第七十八条の二の二の四並びに第七十八条の二の二の六	
（略）	（略）
船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）	
第十条の三第二項第一号（第十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十条の六第四項、第十三条、第二十四条の二、第三十一条の三、第三十一条の四第二項、第三十二条の三第一項、第三十二条の十第一項及び第三十二条の十三並びに第八十四条第一項並びに第八十九条第一項及び第二項（これらの規定を第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）	
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
船員法	
第五十八条の二、第六十七条第一項、第八十三条の八（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第九十七条第一項及び第三項並びに第百条の二十七	
（略）	（略）
船員法施行規則	
第三条の二十第一項、第六条第二項、第十条第二項及び第三項、第十一条第二項及び第三項、第十六条の四第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十二条第一項、第四十五条第一項、第五十二条の二（第五十二条の五において準用する場合を含む。）、第七十七条の六の十四第一項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）、第七十八条の二の二の四並びに第七十八条の二の二の六	
（略）	（略）

（略）	（略）
船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）	
第八十四条第一項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）並びに第八十九条第一項及び第二項（これらの規定を第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）	
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
船員法	
第五十八条の二、第六十七条第一項、第八十三条の八（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び第百条の二十七	
（略）	（略）
船員法施行規則	
第七十七条の六の十四第一項（第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。）	
（略）	（略）